

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定について (前回ヒアリング時コメントに対する補足説明)

令和 3 年 1 月
東京電力ホールディングス株式会社

目次（1 / 2）

令和2年12月2日のヒアリングにおける指摘事項の回答

No.	指摘事項内容	回答頁
1	<p>【第4条（保安に関する組織）及び第5条（保安に関する職務）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4条（保安に関する組織）について、廃止措置による変更か、それ以外の理由による変更かを明確にすること。 第5条（保安に関する職務）について、具体的な業務を記載したうえで職務がどのように移行されるのか補足説明資料にて説明すること。 	1/14 ご説明
2	<p>【第17条（地震・火災等発生時の対応）】</p> <p>地震終了後及び火災が発生した場合の鎮火後の損傷有無の確認対象を、維持すべき原子炉施設（廃止措置計画に定める性能維持施設）としている考え方を示すこと。</p>	1/14 ご説明
3	<p>【第33条（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）】</p> <p>事故由来放射性物質の降下物による影響について、今後の対応も含めて説明すること。</p>	12/14 ご説明
4	<p>【添付4（長期施設管理方針）】</p> <p>添付4（長期施設管理方針）を削除するにあたり、施設管理の項目で記載している事項が完了していることを示すこと。</p>	12/14 ご説明
5	<p>【第35条（放射性気体廃棄物の管理）】</p> <p>放出管理目標値を設定しない場合の保安規定での管理方法を説明すること。</p>	12/14 ご説明

目次（2 / 2）

令和2年12月14日のヒアリングにおける指摘事項の回答

No.	指摘事項内容	回答頁
6	【第17条の2（電源機能喪失時等の体制の整備）】 <ul style="list-style-type: none"> 保安規定との関連性を追記すること。 召集可能要員と必要要員について説明すること。 火山影響発生時の対象火山の想定は何か。また、火山影響発生時の対応を説明すること。 必要な資機材を説明すること。 	資料2-2-1で ご説明
7	【第21条（使用済燃料プールの水位及び水温）】 使用済燃料プールの水位の規定について、照射燃料作業に限定している考え方を先行プラントの実例を踏まえ、回答すること。	資料2-2-2で ご説明
8	【第33条（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）】 <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインでは、降下物の影響有無に係る判断に当たっては、分布調査を実施する記載があるが、実施しなくてもよい理由を説明すること。 降下物の影響による汚染か、プラント運転による汚染か、どのように判断するのか説明すること。 	1/14 ご説明

令和3年1月14日のヒアリングにおける指摘事項の回答

No.	指摘事項内容	回答頁
9	【第11条（原子炉施設の運転員の確保）】 当直体制、監視体制等が分かるように補足説明資料にて説明すること。	資料2-2-3で ご説明